

三 指定障害福祉サービス基準附則第四條第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第三條第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三條第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第三條第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者

介護給付費等単位数表第五の1の注2に定める者

四 指定障害者支援施設基準附則第三條第一項第六号及び障害者支援施設基準附則第三條第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者

介護給付費等単位数表第十の1の注1(3)に定める者

○厚生労働省告示第五百五十四号

障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表（以下「指定旧法施設支援単位数表」という。）の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費の注5の厚生労働大臣が定める基準は、次のイからハまでに掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。

イ 自力での移動が不可能であること。

ロ 意味のある発話を欠くこと。

ハ 意思疎通を欠くこと。

ニ 視覚による認識を欠くこと。

ホ 原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。

ヘ 排せつ失禁状態であること。

一 指定旧法施設支援単位数表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する知的障害者

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めたる者

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	週に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食

排せつに関する強度の障害	著しい多動	通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	パニックへの対応が困難	他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難
月に一回以上	月に一回以上	ほぼ毎日	困難	困難
週に一回以上	週に一回以上	一日中	困難	困難
ほぼ毎日	ほぼ毎日	絶えず	困難	困難

三 指定旧法施設支援単位数表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 旧指定知的障害者入所更生施設（指定旧法施設支援単位数表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費の注1に規定する旧指定知的障害者入所更生施設をいう。以下同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害者の診療に相当の経験を有する医師を一名以上配置していること。

ロ 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「指定基準」という。）第四條第一項及び第五項に定める生活支援員の員数に加えて、常勤の生活支援員を二名（前号の規定に該当する者（以下この号において「加算対象者」という。）の数が四を超え旧指定知的障害者入所更生施設にあっては、二名に加算対象者の数が四を超えて二又はその端数を増すことに一名を加えて得た数）以上配置していること。

ハ 心理療法を担当する職員を一名以上配置していること。

ニ 加算対象者の居室は、原則として個室とすること。

ホ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

四 指定旧法施設支援単位数表の第4の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 指定基準第四條第一項及び第五項に定める生活支援員の員数に加えて、自活訓練（指定旧法施設支援単位数表の第4の5の自活訓練加算の注1に規定する自活訓練をいう。以下同じ。）の職務に従事する生活支援員を常勤換算方法（指定基準第二條第十号に規定する常勤換算方法をいう。）で一名以上配置していること。

ロ 原則として、当該旧指定知的障害者入所更生施設と同一の敷地内に、自活訓練を実施するための独立した建物を確保していること。

ハ 自活訓練加算の対象となる者（次号において「加算対象者」という。）の居室は、次に掲げる基準に適合していること。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の居宅生活に必要な設備を設けていること。

指定旧法施設支援単位数表の第4の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 六月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象者の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象者に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

五 指定旧法施設支援単位数表の第4の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 六月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象者の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象者に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。